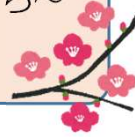


“むらかみ地域”まちづくり通信 第172号

R6. 2. 15

～城下町の町並み、景観を活かした、緑と花の潤いのあるまち～

春の花一輪挿し運動



あふれる笑顔のまち村上



市民協働のまちづくりロゴ
“パートナー”

美しい町並み景観形成のため、『春の花一輪挿し運動』を実施します。緑と花のある町並み形成や観光客へのおもてなしにつなげるため、運動へのご理解とご協力をお願いいたします。

運動の期間と内容 3月1日(金)～4月3日(水)

竹製の花器に花などを生けて外に飾ります。各ご家庭、店舗において、ご無理のない範囲でご協力をお願いします。

竹製の花器が破損している場合やお持ちでない方へは、協議会の花配布の際に差し上げます。※本数限定



一輪挿し用の花の配布

花は各自でご用意いただけるとありがたいですが、統一した花の種類で一体感を出すため、協議会では次の日程で花配布を行います。運動にご協力いただける方で、花や竹製の花器が必要な場合はお越しください。

花は「花引換券」と引換えにお渡しします。配布は無料ですが、無くなり次第終了いたします。

☆配布日時

【1回目】2/28(水)、29(木) 【2回目】3/15(金)、16(土)

配布時間:各回とも 9:30～15:00 ※2回目の花配布「花引換券②」は、次号(3/15号)にも掲載します

☆配布場所 村上地域コミュニティ空間『土間ん中』(上町)

※秋の花配布時とは場所が異なりますので、ご注意ください。

※路上駐車は大変危険です！来所の際は町屋広場等の駐車場をご利用ください。



春の花一輪挿し運動

花引換券 ①

1回目 (2/28、29) ※2日間限り有効

配布時間：9:30～15:00 (無くなり次第終了)

配布場所：土間ん中 (上町)

住所 (町名)

氏名 または
店舗・事業所名

- ・この券と引換えに花をお渡しします。
- ・代理の方が取りに来られる場合は、自署された引換券を受け取りに来られる方に預けてください。
- ・配布する花の数には限りがありますので、無くなり次第終了します。あらかじめご了承ください。

村上地域まちづくり協議会 環境整備部会

春の花一輪挿し運動

花引換券 ②

2回目 (3/15、16) ※2日間限り有効

配布時間：9:30～15:00 (無くなり次第終了)

配布場所：土間ん中 (上町)

住所 (町名)

氏名 または
店舗・事業所名

- ・この券と引換えに花をお渡しします。
- ・代理の方が取りに来られる場合は、自署された引換券を受け取りに来られる方に預けてください。
- ・配布する花の数には限りがありますので、無くなり次第終了します。あらかじめご了承ください。

村上地域まちづくり協議会 環境整備部会



令和6年度 地域づくり支援事業補助金の申請受付中！（一次募集）

協議会では、町内単位や複数町内の活動を支援する「地域づくり支援事業補助金」の令和6年度の申請受付（一次募集）を開始しました。

町内において該当する事業がございましたら、**区長さんを通じて**期限内に申請をお願いします。

事業の詳細は、ホームページをご覧ください。協議会事務局（市役所5階 市民課自治振興室内）へお問い合わせください。

事業詳細、申請書のダウンロードはこちらから↓

補助事業の申請者：各町内の区長 ※2/1付で関係書類を各区長宛てに発送いたしました。
申請期限：3月1日（金） 提出先：協議会事務局（市役所5階 市民課内）



●地域づくり支援事業メニュー

対象事業	事業内容	対象経費と要件	補助金の限度額
1 交流支援事業	町内又は複数町内で行う世代間交流やコミュニティの創出促進事業	活動費（主にイベント）。町内の経常的運営に係る経費は除く。 1町内2事業に限る。	1事業 1万円
2 伝統行事支援事業	伝統行事の受け入れ事業	活動整備費。参加受入は中学生以下1人以上を含むものとする。 1町内2行事に限る。	1行事 1万円
3 美しい町並み事業	環境整備事業	植栽や清掃などに係る活動整備費。	4万円
4 町内活性化支援事業	町内の課題解決や活動の充実又は活性化につながる事業	活動整備費。集会施設整備に係る経費は除く。令和8年度まで1町内3事業に限る。	30万円

付記

- 1 食糧費（飲食代）、他の助成対象経費及び領収書等により確認できない経費は、すべての対象事業において補助対象外経費とする。
- 2 補助事業は、補助金完結ではなく、地域住民が活動主体の全部又は一部を担うものとする。
- 3 複数町内で連携する場合は、町内ごとに補助するのではなく、事業に対して補助する。
- 4 同一年度における1町内の補助金限度額は、設定しない。
- 5 補助対象事業費及び補助金額の千円未満の端数については、これを切り捨てる。
- 6 事業の運営等の一切は、主催者が行うものとする。
- 7 村上大祭及び七夕祭りに係る経費については、地域が一体になった祭行事を目指すものとし、屋台の修繕費や経常的な運営費を除く。
- 8 補助期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

お問い合わせ

村上地域まちづくり協議会

（事務局：村上市役所市民課自治振興室）

電話 0254-53-2111（内線5111）

0254-75-8926（直通）

FAX 0254-53-3840

E-mail jichi-mu@city.murakami.lg.jp

毎月第2・第4金曜日は、
地域の茶の間 三の丸カフェ

まちなかま（午後1時～3時30分）

次回開催のお知らせ

2月23日（金）

3月 8日（金）



ホームページへのアクセスは [村上まち協](#)

<http://www.city.murakami.lg.jp>

村上地域まちづくり協議会フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/murakami.machikyou>



いいね！
をお願いします